

○伊那市議会政務活動費の交付に関する条例

平成18年9月27日

条例第269号

改正 平成20年9月30日条例第32号

平成25年2月28日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定により、伊那市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、伊那市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、毎年4月1日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数（任期満了による改選が行われる年にあつては、伊那市議会議員選挙後の最初に招集された議会の初日における会派の所属議員数）に年額12万円を乗じて得た額を交付する。

2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があつた場合は、当該議員は前項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があつた場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

3 政務活動費は、請求のあつた日から30日以内に交付する。

(所属議員の異動等に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が基準日後に、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議員の当該会派からの脱会若しくは除名により当該会派に減員が生じた場合において当該会派の政務活動費に残額があるときは、その残額を減員前における当該会派の所属議員数であん分した額のうち、減員相当分を市長に返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が基準日後に解散した場合において、当該会派の政務活動費に残額があるときは、その残額を市長に返還しなければならない。

3 前2項の規定により所属議員の減員又は会派の解散によって返還された政務活動費は、当該議員が新たに加入した会派又は当該議員が新たに結成した会派へ交付する。

(政務活動費を充てることのできる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。
（経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。
（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、当該解散の日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるも

のとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の属する年度における第3条の規定の適用については、同条中「毎年4月1日」とあるのは「この条例の施行の日」と、「年額12万円」とあるのは「年額10万円」とする。

附 則 (平成20年9月30日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊那市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の伊那市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別記様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先)伊那市議会議長

会 派 名
経 理 責 任 者 名

印

年度政務活動費収支報告について

伊那市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

(別紙)

年度政務活動費収支報告書

会 派 名

1 収 入
政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		

3 残 額 _____ 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。